

公益財団法人日本特産農産物協会

定 款

令和 4 年 1 月

公益財団法人日本特産農産物協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本特産農産物協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、特産農産物の生産振興、流通改善、開発利用の促進その他地域農業の体質強化のために必要な事業を行うことにより、特産農産物その他の地域農産物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等とともに、特産農産物の需給の安定と伝統的な食文化等の維持・継承を図り、もって地域の振興及び消費者の利益の増進に寄与することを目的とする。

2 協会は、前項に規定するもののほか、国産大豆について、入札によって産地品種銘柄毎の品質評価が反映された価格形成を行い、その円滑な流通を促進することにより、良質な国産大豆の需要の拡大を図り、もって国民への食料の安定供給に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特産農産物の産地の維持・拡大により需給の安定を図るため、特産農産物の生産、加工、利用、産地育成等に関し卓越した技術を有する人材の認定・登録及び産地育成のための研究会の開催
- (2) 特産農産物の需給の安定、伝統的な食文化等の維持・継承を図るため、特産農産物の持つ機能性や生産、流通、消費、利用等に関する情報の収集・提供
- (3) 特産農産物その他の地域農産物の高品質・低コスト化、産地の維持・拡大等を図るため、生産システムの改善、流通加工の合理化、需要の拡大、価格下落時における価格補てん対策等に関する事業
- (4) 国産大豆について消費者・実需者のニーズの高い産地品種銘柄への作付を誘導し、需要の拡大を図るため、市場評価を的確に反映する入札取引を行うための価格形成施設の開設及び運営
- (5) 国産大豆について消費者・実需者のニーズに即した円滑な流通を促進するため、国産大豆の品質及び生産、流通、消費等に関する情報の収集・提供
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国において行うものとする。ただし、第2号に

掲げる事業については、海外においても行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 協会の資産は、基本財産及び普通財産とする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、協会の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産として寄附された財産

(2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

2 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。

(普通財産)

第7条 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第8条 協会の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理規程によるものとする。

(借入金)

第9条 協会は、第4条に掲げる事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会の決議を経て、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を一時借入れをすることができる。

(事業年度)

第10条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、毎事業年度開始日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長は次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第13条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第4項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第14条 協会に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならぬ。

- (1) 各評議員について、次のイからヘに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人

- ニ 口又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ 口又はニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これからとの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
 - ロ 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律によって設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- (3) 同一業界の関係者の占める割合は、評議員の総数の2分の1を超えないものであること。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

- 第17条 評議員に対して、1日当たり10,000円を超えない範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を、報酬として支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 評議員及び役員の報酬等の額及び支給の基準
- (3) 各事業年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第22条 理事長は、評議員会の開催日の一週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する

評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第25条 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。

(評議員会の議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

第6章 役 員

(役員の設置)

第27条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上10名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 理事長を一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

4 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 同一業界の関係者の占める割合は、理事の総数の2分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び専務理事の職務及び権限は、理事会において別に定める職務権限規程による。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をることができる。
- 3 監事は、評議員会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を評議員会及び理事会に報告する。
- 5 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反すると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。

(役員の任期)

第31条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する日までとする。
- 3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬

- として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対しては、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関して必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程による。

(損害賠償責任の一部免除)

第34条 協会は、理事又は監事の一般社団・財団法人法第198条において準用される同法第111条第1項の損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、理事会の決議によって、損害賠償額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(招集)

- 第36条 理事会は、理事長が招集し、理事長がその議長となる。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、理事から会議の目的である事項を示して、理事会の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

- 第37条 理事長は、理事会の開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(権限)

- 第38条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 各事業年度の事業計画書及び収支予算書等の承認
 - (2) 各事業年度の事業報告及び決算書類の承認
 - (3) 理事の職務の執行の監督
 - (4) 理事長及び専務理事の選定及び解職
 - (5) 理事長及び専務理事の職務権限規程の決定
 - (6) 前各号に定めるもののほか、協会の業務執行の決定

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決とする旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(理事会の議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事はこれに記名押印しなければならない。

第8章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 理事長は、第4条第1項第4号の掲げる事業についての業務規程の制定及び変更その他同事業に関する重要事項を決議するための専門委員会を設置することができる。

- 2 理事長は、前項に掲げるもののほか、協会の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を設置することができる。
- 3 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て、専門的な知識を有するもののうちから理事長が委嘱する。
- 4 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 事務局

(事務局)

第43条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任命する。
- 4 事務局の組織及び職員に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 協会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第46条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功的不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第12章 業務規程

(業務規程)

第49条 第4条第1項第4号に掲げる事業に関する事項は、業務規程をもって定める。

第13章 補 則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 協会の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事　池田洋一　太田雅雄　小高良彦　斎藤聰

白石正彦 関康洋 林英伸 山田琢三

監事 平岩進 吉田克史

4 協会の最初の理事長は、小高良彦とする。

5 協会の最初の専務理事は、池田洋一とする。

6 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

金井健 狩谷昭男 下山隆雄 中森慰 盛田清秀

附 則

この定款の変更は、平成28年1月28日から施行する。

附 則

この定款の変更は、主たる事務所の移転日の令和4年10月17日をもって効力が生じるものとする。